

にかほ市自治基本条例(素案)

への意見を募集します!



検討委員代表から中間答申を受ける市長

平成19年3月に、にかほ市自治基本条例策定検討委員会(市民委員と市内各団体推薦委員13名)に諮問していた「にかほ市自治基本条例」について、先の12月15日、市長へ中間答申(素案)がありました。

今後、この素案へ市民の皆さんの意見を募集し、寄せられた意見を参考に条例案に反映させていきます。

◎意見の募集期間

平成20年12月26日(金)から21年1月30日(金)(必着)まで

◎条例素案の公表等

市ホームページのほか、総務部総務課(象潟庁舎)、仁賀保・金浦各市民サービスセンターで公表し、必要な方には条例素案を配付します。

(年末年始、土・日曜、祝日は各庁舎の日直に問い合わせしてください)

平成20年12月26日(金)から21年1月30日(金)(必着)まで

素案の概要(一部抜粋)

〔前文〕

今後のにかほ市のまちづくりは、市民一人ひとりが市政の主体として、市議会や行政とともに透明性と持続性のある協働のまちづくりを推進していく必要があります。

すべての市民が共有するにかほ市の自治の最高規範として、この条例を制定します。

- 第1章 総則(1~3条)
- 第2章 市民、事業者、市議会及び市の役割(4~11条)
- 第4条(市民の権利及び責務) 市民は、市の情報を知る権利及びまちづくりに参画をする権利を有する。
- 2 市民は、まちづくりの主体であることを強く認識し、主体的にまちづくりに参画をすることにより、市及び市民相互による協働のまちづくりに努めるものとする。
- 第3章 市政運営(12~17条)
- 第4章 情報の共有(18~22条)
- 第5章 参画及び協働(23~30条)
- 第6章 国及び他の地方公共団体等との連携(31~33条)
- 第7章 最高規範性等(34~35条)

灯油購入費等を助成します

〜にかほ市共通商品券1万円分を即日交付〜

市では、昨年に引き続き、生活支援を必要とする世帯に対して、灯油代等の生活費の一部を助成します。対象になると思われる世帯に申請書を郵送してしますので、住所・氏名等必要事項を記入し、印かんを持参のうえ、申請してください。

郵送されていない世帯で対象になると思われる場合は、臨時窓口に準備してある申請書で申請してください。

●対象となる世帯

- ▼生活保護世帯
- ▼平成20年12月1日現在、にかほ市に住居登録している世帯で、平成20年度の市民税が非課税の世帯のうち次の①〜④いずれかに該当する世帯

- ①高齢者世帯：昭和19年4月1日以前に生まれた65歳以上のみで構成される市民税非課税世帯
- ②障害者世帯：▽身体障害者手帳(1級〜3級)、または介護保険制度で障害者控除対象者として認定された人が同居している市民税非課税世帯
- ▽療育手帳(AまたはB)、精神障害者保健福祉手帳(1級または2級)の交付を受けている市民税非課税世帯
- ③ひとり親世帯：母親または父親と、平成2年4月2日以後に生まれた児童のみで構成される市民税非課税世帯
- ④寡婦世帯：かつて、ひとり親世帯であった母親が再婚していない市民税非課税世帯